

## 「念佛往生の願」という願名の背景

——法然の「念声是一积」を中心として——

飯 田 真 宏

はじめに

人間に関わり得る（認識でき得る）物事には、おおよそ、名前が存在する。手に取ることができるものも、色・形が無いものも、その存在があやふやなものでさえも、その物事に関わってきた人間が何らかの意図を込め、名前を付けている。換言すれば、「それ」などの代名詞だけでは表すことのできない、その対象と人間との確かな関わりが、呼称において明かされていると言えよう。そしてこのことは、法然（一一三三～一二一二）の浄土教においても例外ではないと考える。

周知の通り、法然は、『無量寿經』において阿弥陀仏が衆生の往生淨土という救済を誓われた第十八願、  
設我得佛、十方衆生、至心信樂、欲生、乃至十念、若不生者、不取正覺。

五逆誹謗正法<sup>(1)</sup>。

を重んじた。そして今回考察していきたいのは、法然がこの第十八願に「念佛往生の願」という願名を付け表現したことの意、及びその背景である。

思うに、弥陀の本願（第十八願）は手の届かない理念などではない。そこに救われていく衆生の一人として、法然は本願と自身との関わりを確かに見出していたのだろう。そのような関係性を含めて本願を現そうとした時、「第十八願」という言葉では十分に表現できないものがあったからこそ、新たな願名を用いたのではないだろうか。つまり、「念佛往生の願」という願名の背景には、第十八願と法然自身とが如何に関わっていたのか、そしてその関係において、法然は第十八願に依る救済を如何に了解していたのか。そういった課題に対する法然の応えが、願名に反映されていると考えられるのである。そこで本稿では願名の背景に焦点を絞り、その視点から法然の第十八願観を考察するよう試みたいのである。<sup>(2)</sup>

## 一、「十念佛往生の願」と「念佛往生の願」

この「念佛往生の願」という第十八願名は法然の著作の随所に見られるものであるが、その背景を考察するにあたり、『選択集』「本願章」に述べられる一文、

諸師之釋ニハ別シテ云二十念佛往生ノ之願ト。善導獨リ總ク云ヘリ念佛往生ノ之願ト。<sup>(3)</sup>

に注目したい。この一文において法然は、①諸師は「十念佛往生の願」という願名をもつて第十八願を現した、②

「善導獨り」は「念佛往生の願」として第十八願を現した、という二点の事柄を述べる。では、これらの異なる願名を示すことにより、法然は何を明かそうとしたのだろうか。

まず①諸師が「十念往生の願」という願名をもって第十八願を現したという点であるが、この事柄については『漢語燈錄』などの編纂者としても名高い了慧道光（一二四三～一二三〇）が『無量壽經鈔』において、「諸師の解」としてまとめている。<sup>(4)</sup>その中、

智光<sup>ノ</sup>云々諸縁信樂十念往生ノ願、御廟<sup>ノ</sup>云々聞名信樂十念定生ノ願【乃至】若準<sup>ニ</sup>下品下生ノ文ニ者經<sup>ニ</sup>十念<sup>ヲ</sup>頃<sup>ト</sup>  
專稱<sup>ラ</sup>佛名<sup>ヲ</sup>爲<sup>ニ</sup>十念<sup>ト</sup>也、眞源<sup>ノ</sup>云々十念往生ノ願<sup>ト</sup>、靜照<sup>ノ</sup>云々念佛往生ノ願<sup>ト</sup>

とある一文が参考になる。

阿彌陀仏の第十八願を、智光（七〇九～七八〇頃）は「諸縁信樂十念往生の願」として、良源（九一～九八五）は「聞名信樂十念定生の願」として、眞源（一〇六三～一一三〇）は「十念往生の願」として了解したのである。これららの願名は全同というわけではないが、「十念」（觀念念佛）に比重を置いて第十八願名を現した先学達が法然以前に存在したことは伺えよう。

ただ一方で、静照（一一〇〇三）は「念佛往生の願」として第十八願を了解する。これは『阿彌陀如來四十八願訣』に見られるものであるが、その中で静照は第十八願文中の「十念」とは称名念佛を指すと解するのである。<sup>(5)</sup>

『西方指南抄』「法然上人御說法事」において、法然は阿彌陀仏の第十九願を「來迎引接の願」と明かし、來迎と臨終正念との関わりを説く際には、「是レ至要ノ義ナリ」「靜慮院ノ靜照法橋ノ釈ナリ」と静照の解釈を受けたこと

が示されている。<sup>(1)</sup>そこで挙げられた第十九願解釈が『四十八願釈』と同じものである<sup>(2)</sup>点を考慮すれば、法然は、第十八願を「念佛往生の願」という願名をもって現す静照著『四十八願釈』を読んでいたと言える。この点（時代的な前後と、第十八願を現す同じ願名）だけに注目するならば、法然が説く「念佛往生の願」という願名は静照の了解をも受けてのものと言えよう。

しかし、そうではないことを示すのが、②「善導獨り」が「念佛往生の願」として第十八願を現したという点である。これに関して確認しておきたいのは、そもそも善導の著作において、「念佛往生の願」という願名をもって第十八願を現す一文を見出せないという点である。もしその願名を示す一文が善導の著作中にあるならば、法然が直接的に引用しないはずはない。

そうであるにも関わらず、「善導獨り總じて念佛往生の願と云へり」と法然が説く意を考えてみたい。つまり「念佛往生の願」という願名は、善導が直接的に現したものではなく、「善導獨り」の教えを通してのみ、法然が出あうことができた（法然が了解した）弥陀の第十八願を現したものだということである。それは同時に、法然が本願を依所とする際の、自身の決定的な立場をも示すものだと言えよう。

この点に留意するならば、前の「本願章」の一文において法然が諸師の「十念往生の願」に触れたのは、その願名（その解釈）が誤りであると指摘することを目的としたわけではないと言える。その願名によって示されるものは、諸師達の了解を通した第十八願である。それは同時に、第十八願を依所とする諸師の立場と、法然の立場との異なりを明確にするものもある。それ故、静照は法然と同じ第十八願名を立てるが、その立場が異なる以上、諸

師として位置付けられよう。<sup>(12)</sup> いざれにしても、それらは各行者自身の救済に関わるものであり、正誤を論ずることはできないものである。

さて、この本願を了了解する際の「善導獨り」という法然の強い姿勢は、『選択集』の他の章において教学を論ずる姿勢の違いからも伺える。例えば「教相章」において法然は道綽の意を受け、釈尊の一代教を聖道門・淨土門の二門をもって解釈する。そして、

此ノ宗之中ニ立コトハ二門ヲ者獨リ非<sup>(13)</sup>道綽ノミニ。曇鸞 天台 迦才 慈恩等諸師、皆有<sup>(14)</sup>此意<sup>(15)</sup>。

と、淨土を宗とする先学において、一代教に二門を立てるのは道綽独りだけではないと述べるのである。

ここで挙げられた諸師であるが、曇鸞、天台智顗、迦才是その著作において、龍樹が『十住毘婆娑論』中に論ずる難行道・易行道をもって一代教を了解したと法然は述べる。<sup>(16)</sup> また慈恩は『西方要決』において、三乘・淨土を立てたと述べる。<sup>(17)</sup> そしてそれら諸師が現した二門について、

此ノ中ノ難行道トハ者即チ是レ聖道門也。易行道トハ者即チ是レ淨土門也。難行易行ト、聖道淨土ト其ノ言ハ雖モ異ナリト其ノ意是レ同シ。天台迦才同レ之ニ。…略…此ノ中ニ三乘トハ者即チ是レ聖道門ノ意也。淨土トハ者即チ是レ淨土門ノ意也。三乘淨土ト聖道淨土トハ其名雖トモ異ナリト其ノ意亦<sup>(18)</sup>同シ。

と、聖道門・淨土門の二門とその意は異なるものであると述べる。<sup>(19)</sup>

また「二行章」において、法然は善導の意を受け、往生淨土の行を、正行・雜行、正業（正定之業）・助業の二行に分けて解釈する。そしてここでも、

但シ於テ往生ノ行ニ而分ニコト一一行ヲ、不レ限ニラ善導一師ニ。若シ依ニ道綽禪師ノ意ニ者、往生ノ行雖レモ多ト束ナキ而爲レ一ト。ニハ謂ク念佛往生、二ニハ謂ク萬行往生。若ニ依ニ懷感禪師ノ意ニ者、往生ノ行雖レ多ト束ナキ而爲レ一ト。ニニハ謂ク念佛往生、二ニハ謂諸行往生ナリ。

### 【惠心同<sup>(18)</sup>之】

とあり、往生行を二行に分けて了解した先学として、善導一師だけではなく、道綽や懷感、源信など諸師の名を挙げている。

「二行章」の内容を見るに、それら諸師の二行と、善導の二行が同じものであるということが法然の結論ではないことは伺える。そのことは、この一文の後に、

如レ是ニ三師各立ニテ二行ヲ、甚タ得ニクリ其ノ旨<sup>(19)</sup>。

とあることからも分かる。諸師の二行は「甚だ其の旨を得たり」ということであり、決して善導と同じ意だとは述べていない。

そうであるにも関わらず、『選択集』では、往生行を二行に分けた先学として諸師の名を挙げている。他の著作において法然が善導の二行を説く際には、これら他の諸師に触れていないことをも合わせて考えれば、『選択集』の章の流れを考慮した上で、「二行章」では敢えてその名を挙げたとも言えるのではないだろうか。それが第十八願を「念佛往生の願」と現す際の「善導獨り」という、他の著作では見られない『選択集』（「本願章」）特有の表現に繋がっていると考えられるのである。つまり法然において、二門として明かされた浄土宗の教判、及び二行として示される往生行に焦点を当てて考える際には、諸師達の解釈を通して明らかとなるものがあった。しかし第十

八願が自身の救済の根拠となるには、善導独りに依らざるを得なかつたということである。

これらの点を合わせて考えるならば、法然が「念佛往生の願」という願名を付けた前提として、善導の教学が存在すると言える。そしてその願名を明かす際の「善導独り」という表現を積極的に受け取るならば、善導の説く第十八願を通して初めて、法然自身の救済の根拠として本願が明確になつたということでもある。つまり、法然が現した「念佛往生の願」という願名は、自身の決定的な立場をも明かすものだつたと言えよう。

## 二、「念声是一釈」の背景にある一切衆生の救済

以上、「念佛往生の願」という願名は、善導が説く本願のみを背景として法然が名付けたものであることを確認してきた。そこで次に考察していきたいのが、法然にこの願名を立てる必然性をもたらした善導の本願觀である。つまり、法然が出あつた善導の第十八願とは如何なるものだつたのか、という点である。

この事柄に留意して「本願章」を眺めた際、「善導独り總じて念佛往生の願と云へり」という結論（法然の立場）が示される前に、善導が現した第十八願と深く関わる「念声是一釈」と「乃下合釈」という二つの課題が考察されていることが伺える。そこでこれより適宜説明を加えながら、この二つの課題を具体的に見ていく。<sup>(20)</sup> まず「念声是一釈」について考察していくためにも、法然が「本願章」冒頭で引用する、善導が現した第十八願を確認しておきたい。つまり『觀念法門』中の、

若シ我成佛<sup>(センニ)</sup>、十方ノ衆生、願レシテ生<sup>(ゼント)</sup>我國<sup>(ミクニ)</sup>、稱<sup>(セシコト)</sup>我<sup>(ガ)</sup>名字<sup>(メイヂュウ)</sup>、下至ニルマテ十聲<sup>(マツヨウ)</sup>、乘ニシテ我<sup>(ガ)</sup>願力<sup>(エンリキ)</sup>、若シ不レバ生レ者、不<sup>(レ)</sup>取<sup>(ラ)</sup>正覺<sup>(マハラ)</sup>。

という本願文。並びに『往生礼讃』中の、  
 若シ我成佛<sup>(センニ)</sup>、十方ノ衆生、稱<sup>(セシコト)</sup>我<sup>(ガ)</sup>名號<sup>(メイコト)</sup>、下至ニルマテ十聲<sup>(マツヨウ)</sup>、若シ不レバ生レ者不<sup>(レ)</sup>取<sup>(ラ)</sup>正覺<sup>(マハラ)</sup>。彼ノ佛今現ニ在マシテ世成佛<sup>(シタマヘリ)</sup>。當レ知ル、本誓重願不<sup>(レ)</sup>コトヲ虛シカラ、衆生稱念<sup>(スレバ)</sup>必<sup>(ズ)</sup>得ニ<sup>(レ)</sup>往生<sup>(ラ)</sup>。

という本願文である。

本稿の始めに触れた『無量寿經』の第十八願文と比較すればその違いは様々挙げられるが、「念声是一釈」において課題となるのは、「十方衆生」以下の部分である。つまり本願において、阿弥陀仏が誓われた衆生の往生行は如何に現されているのか。換言すれば、その救済は如何なる形で成就されるのか、という点である。

法然はこの表現の違いを重んじたが故に、「念声是一釈」において、

問<sup>(テ)</sup>曰<sup>(ク)</sup>經<sup>(ニ)</sup>云<sup>(ヒ)</sup>十念<sup>(ナム)</sup>釋<sup>(ニ)</sup>云<sup>(フ)</sup>二十聲<sup>(トトロ)</sup>。念聲之義如何。答<sup>(テ)</sup>曰<sup>(ク)</sup>聲念<sup>(ハ)</sup>是<sup>(レ)</sup>一<sup>(ナリ)</sup>。何以<sup>(ヲ)</sup>得<sup>(テカ)</sup>知<sup>(ルコト)</sup>。觀經<sup>(ノ)</sup>下品下生<sup>(ニ)</sup>  
 云々、……<sup>(23)</sup>

と考察する。『無量寿經』の第十八願文には「十念」とあり、善導本願文には「十聲」とあるが、それらは同一なるものだと法然は応えるのである。つまり、第十八願文に誓われた「十念」という往生行を、称名念佛（声）として現した善導の本願文は、決して『無量寿經』（弥陀の本願）の意に背くものではない、ということである。

しかしそれは同時に、弥陀の本願が真に法然自身の救済となるためにも、第十八願中の往生行が称名念佛でなけ

ればならなかつたことを意味するのである。このよだな善導の本願文の背景を、法然は「念声是一釈」において「観経」「下品下生」に明かされる衆生の往生をもつて解釈するのである。

それはつまり、法然は「念声是一」の正当性を立証することのみを目的として「下品下生」の一文を教証として引いたのではなく、そこに見出される、救われることのない衆生の救済という課題を自身に深く関わる事柄として抱えていたということである。例えば、『漢語燈錄』「観経釈」では「下品」を解釈する際に、

此ノ九品ノ中ニ此ノ品最要ナリ也。頗ル相ニ當リ我等ガ分<sup>(24)</sup>。

と述べることからも、そのことは伺えよう。そして、この問題に対する道を見出させたものが、「下品下生」の往生に留意し、称名念佛（声）をもつて現された善導の第十八願だったということである。

そこで善導の「下品下生」の往生解釈について見ていただきたいが、その前に「観経」「下品下生」の一文を確認しておきたい。

下品下生トハ者、…略…如レキ此ノ愚人、臨ニテ命終ノ時ニ、遇ハシ善知識種種安慰シテ爲ニ説キ妙法教ヘラ令中ムルニ念佛上セ。此ノ人苦ニ逼メラレテ、不レ違アラ念佛。善友告ゲテ言ク。汝若シ不レ能ハ念佛スルニ者、應レ稱ニ無量壽佛ト。如レキ是ノ至レシテ心ヲ令ニメテ聲ヲシテ不<sup>ヲ</sup>絶エ、具足シテ十念<sup>ヲ</sup>稱セシ南無阿彌陀佛ト。稱スルガ佛名ヲ故ニ、於ニ念念ノ中ニ除ニ八十億劫ノ生死之罪ヲ。命終之時ニ、見ニルニ金蓮華…。<sup>(25)</sup>

死が目前に迫つた苦しみの状況において、仏を想い描くこともできないならば、十念を具足して阿弥陀仏の名を称えよと善知識は説く。それにより、五逆・十惡の衆生の救済が成就されることを『観経』「下品下生」において釈

尊は明かすのである。

そして、この「下品下生」を善導は『觀經疏』「散善義」において、次のように解釈している。<sup>(25)</sup>

四二明ニ善人安慰シテ、教ヘテ令ムルコトヲ念ゼ佛ヲ。五ニハ明ニ罪人死苦來逼リテ、無キコトヲ由レ得ルニ念スルコトヲ佛名ヲ。六ニハ明下ス  
善友知リテ苦ミテ失念一スト、轉シテ教ヲ口ニ稱中シムルコトヲ彌陀名號上ヲ。七ニハ明ニ念數多少、聲聲無コトヲ聞。八ニハ明ニ除レコトヲ罪  
多劫<sup>(26)</sup>ノルコトヲ。

注目したいのは、衆生が為すべき往生行を称名念佛と明かす点である。つまり、『觀經』中に示される「具足十念」とは、衆生の称名念佛が絶え間なく為される姿を現すものと善導は了解するのである。換言すれば、衆生が念を定める（正念に住する）よう努める」とも、観相の念佛を為すことも、「下品下生」に示された衆生の救済には関わらないということである。

このように称名念佛をもつて「下品下生」の衆生の往生を解釈する善導であるが、その成就の背景に阿弥陀仏の本願を見ていることが重要となる。同じく『觀經疏』「玄義分」においても「下品下生」の称名念佛往生を説いているが、その後に次のような見解が見られる。

下品二人ハ是遇ハル惡ニ凡夫ナリ。以ニ惡業ヲ故ニ臨終藉リ善ニ、乘シテ佛ノ願力ニ乃チ得往生ヲ。…略…今以テ一  
出生レシ文<sup>(27)</sup>顯シテ證ヲ欲レス使メント今ノ時ノ善惡ノ凡夫<sup>(28)</sup>同ジタ九品ニ。生レシテ信無レケレバ疑、乘シテ佛ノ願力ニ悉<sup>(29)</sup>得レル生<sup>(スルコトヲ)</sup>  
也。<sup>(28)</sup>

善導は「下品」の衆生は仏の本願力によって往生を得ると述べる。それだけではなく、「九品」全ての衆生が仏の

本願力によつて悉く往生を得る。人々がその利益を蒙るためにも、聖教から文を引き、教証としてきたと論ずるのである。

ここで述べられる「佛の願力」こそ、『無量寿經』に示される阿弥陀仏の第十八願であり、善導はその成就を称名念佛に見たのである。それ故、善導は称名念佛を「正定業」と名付ける。これについては「散善義」に、

一心<sup>ニ</sup>專<sup>ニ</sup>念<sup>シテ</sup>彌陀ノ名號<sup>ヲ</sup>、行住坐臥、不<sup>レ</sup>問<sup>ハ</sup>時節<sup>久近</sup>、念念<sup>ニ</sup>不<sup>レ</sup>捨<sup>チ</sup>者<sup>ハ</sup>、是<sup>ヲ</sup>名<sup>ク</sup>正定之業<sup>一</sup>。順<sup>ニ</sup>スルガ<sup>ル</sup>彼<sup>ノ</sup>佛願<sup>(29)</sup>

と述べられる通りである。「彼の佛願」つまり弥陀の第十八願に順ずる往生行であるからこそ、称名念佛を、往生が正に定まる業として明確にするのである。

以上のように善導は、どこまでも救われ難い『觀經』「下品下生」の衆生の救済を、『無量寿經』で示される阿弥陀仏の第十八願に依るものと受け取る。そして、その救済の成就を、称名念佛に見出したのである。それ故、前に挙げた『觀念法門』などの本願文にも見られるように、称名念佛（声）をもって、第十八願を現したのである。

そして、善導が「下品下生」の衆生の救済を説くと同時に、如何なる罪業を抱えた衆生も例外なく阿弥陀仏の本願によって救われることを明かす点には注意が必要と考える。『無量寿經』の第十八願文には「唯だ五逆と誹謗正法とを除く。」という一文がある。これを言葉通りに読むならば、五逆罪の罪を犯した者、正法を誹謗する者は第十八願の救済から除かれると受け取れる。しかし善導は「散善義」において「下品下生」を釈する前に、

此ノ義仰<sup>イデ</sup>就<sup>テ</sup>抑<sup>止</sup>門<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>解<sup>ス</sup>。如<sup>ニ</sup>四十八願<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>、除<sup>ニ</sup>コト<sup>ハ</sup>誹謗法・五逆<sup>ヲ</sup>者、然<sup>ル</sup>ニ此之<sup>ニ</sup>業、其<sup>ノ</sup>障極重<sup>ナリ</sup>。衆生

「念佛往生の願」 という願名の背景

若シ造レバ、直ニ入ニテ阿鼻ニ、歴劫周憚シテ、無レ由」可キニ出ツ。但如來恐ニテ其レ造ラニヲ斯ノ一ノ過ニテ、方便シテ止メテ言ヘリ不レト得ニ往生ヲ。亦不ニザル是不レルニ攝セ也。<sup>(30)</sup>

と述べる。本願文中の「唯除」とは、衆生が五逆・謗法の罪業を造らないよう「抑止」のための方便として示されたものである。実際は、それらの罪を造った衆生も漏らさず攝するのが、阿弥陀仏の第十八願とは、その罪業かす。そのため、善導の本願文には「唯除五逆」の一文が無い。つまり、善導において第十八願とは、その罪業の浅深に閑わらず、衆生を救わんとする阿弥陀仏の意が現されたものだということである。これら「下品下生」の往生などを背景とし、善導は『無量寿經』の本願文とは異なる「十声」を以て、第十八願文を現したのである。

そして、法然はこの善導の本願をどこまでも立場とし、称名念佛のみを往生行と位置付ける。例えば、『選択集』「二行章」では、なぜ称名念佛のみが正定業とされるのかという問い合わせに対し、

順ニルガ彼ノ佛ノ願ニ故ニ。意ノ云々稱名念佛是レ彼ノ佛ノ本願ノ行也。故ニ修レル之ヲ者ハ乘ニテ彼ノ佛ノ願ニ必得ニル往生スルコトヲ<sup>(31)</sup>也。と、称名念佛は阿弥陀仏の本願の行だと述べる。それ故に、称名念佛を修することは仏の本願に乗ずることとなり、必ず往生を得ると応えるのである。

このような背景を考慮すれば、「念佛往生の願」という願名に見られる「念佛」が、称名念佛を指すものであることは明らかとなる。『西方指南抄』「大胡の太郎實秀が妻室のもとへつかはす御返事」には、

念佛ハ佛ノ法身ヲ觀スルニモアラス、佛ノ相好ヲ觀スルニモアラス、タヽ心ヲヒトツニシテ、モハラ阿彌陀佛ノ名號ヲ稱スルヲ、コレヲ念佛トハ申ナリ。カルカユヘニ稱名トハナツケテ候ナリ。<sup>(32)</sup>

とある。様々な種類の念仏が存在する中、法然は善導の本願を立場とすることにより、称名念佛のみを往生行の念佛として受け取り、人々にも説いたのである。

また、同じく「大胡の太郎實秀が妻室のもとへつかはす御返事」では、「一切衆生ヲ往生セシメンカタメニ、一ノ願ヲオコシタマヒケル、コレヲ念佛往生ノ大願トハ申候ナリ。<sup>(33)</sup>」と、第十八願に誓われた弥陀の意として、一切衆生の往生を見出している。この一文の後に法然は『無量寿經』の第十八願文を直接引いているが、「本願章」冒頭に見られる『無量寿經』の願文と同様に、「唯除五逆誹謗正法」の一文を外した上で引いている。このような姿勢にも、法然が第十八願を了解していく立場や「念佛往生の願」という願名の背景は十分伺えよう。<sup>(34)</sup>

以上、『無量寿經』「十念」と善導本願文「十声」との相違を視点とし、善導が称名念佛（声）をもつて第十八願を現した背景を考察してきた。法然はそれらの意を受けた上で、二つの本願文が矛盾するものではないことを明かそうとしたのである。つまり「念声是一釈」は、衆生を立場とした「念」（觀念念佛）と「声」（称名念佛）に焦点を当てて分析し、それらを生じさせる意業と口業との会通を目的として為されたものではないのである。

法然は『觀經』「下品下生」の往生という救濟を立場として現された善導の本願文を依所とすることにより、『無量寿經』第十八願文に弥陀の本意である一切衆生の救濟の成就を見出した。その意が両本願文に共通するものであるからこそ、衆生に成就された往生行「十念」と「十声」とを同じものと明かすのである。法然が示しているのは自身を含めた一切衆生の救濟であり、そのことは「唯除五逆誹謗正法」の一文を外して第十八願を現す姿勢にも伺えよう。

ただ一点述べておかなければならぬのは、法然が「念声是一釈」において考察をする際の文章（『觀經』「下品下生」の文以降）のほとんどが懷感『釈淨土群疑論』第七卷の一連の流れに基づいているということである。また先行研究において既に指摘されていることではあるが、称名念佛と觀念念佛との関係性を考察する上で、源信なども『群疑論』の該当部分をそのまま引用している。<sup>(36)</sup>つまり、「念」（觀念念佛）と「声」（称名念佛）との関係性についての考察は、法然以前より為されており、その際には懷感の了解が重んじられてきたということである。<sup>(37)</sup>

このような先学達の了解（その姿勢）に留意し、法然も懷感の釈を意識したと考えられる。しかし、それはあくまで「念」と「声」との関係性を考察してきた淨土教の先学達の課題を意識して、という限定的なものであろう。法然の問いは『無量壽經』本願文と善導本願文との相違を考察して弥陀の本意（一切衆生の救済）を明かすものであり、「念」と「声」そのものの会通が目的的最終ではない。

それ故、法然は「念声是一釈」において、懷感『群疑論』と同じく『觀經』「下品下生」を教証として引いてはいるが、その立場や目的は大きく異なるのである。この点について考察するために、両者の文章を見てみたい。懷感『群疑論』では、

故觀經言。是人苦逼。不<sub>レ</sub>違<sub>レ</sub>念佛。善友教令。可<sub>レ</sub>稱<sub>レ</sub>阿彌陀佛。如<sub>レ</sub>是至<sub>レ</sub>心。令<sub>レ</sub>聲不<sub>レ</sub>絕。豈非<sub>レ</sub>苦惱所<sub>レ</sub>逼念想難<sub>レ</sub>成。令<sub>レ</sub>聲不<sub>レ</sub>絕至<sub>レ</sub>心便得<sub>レ</sub>。今此出<sub>レ</sub>聲學<sub>レ</sub>念佛定。亦復如<sub>レ</sub>是。令<sub>レ</sub>聲不<sub>レ</sub>絕。遂得<sub>レ</sub>三昧<sub>レ</sub>。見<sub>レ</sub>佛聖衆。皎然常在<sub>レ</sub>目前。故大集日藏分經言。<sup>(38)</sup>……

と述べられる。ここに見られる『觀經』の一文は懷感の趣意文である。このように「下品下生」の教説を受けた上

で、称名を絶えざらしむことにより、最終的には三昧を得ると論ずるのである。この点より、懷感における「下品下生」への視点（その教説を重んじた背景）、および称名念佛の位置（三昧へと導くための称名）も伺えよう。なお既に触れたように、源信は『往生要集』においてこの一文をそのまま引用している。

一方、法然「念声是一釈」では、

觀經ノ下品下生ニ云ク、令メ聲ヲシテ不レラ絶エ具ニ足シテ十念ヲ稱セシム南無阿彌陀佛ト。稱スルガ佛ノ名ヲ故於ニテ念念ノ中ニ除ニクト八十億劫ノ生死之罪ヲ。今依ニ此ニ文ニ聲ニ即是念ナリ。念ハ即是聲ナルト其ノ意明ニケシ矣。加之大集月藏經ニ云ク……。<sup>(39)</sup>

と述べられている。懷感とは異なり、法然は『觀經』から直接的に「下品下生」の文を引いている。その上で「念」と「声」とが現すものは同じであると述べるなど、最初の問い合わせ（『無量寿經』本願文と善導本願文との相違）に立ち帰っている。つまり、法然は自身の立場を明らかにするためにも敢えて『觀經』から直接文章を引き、懷感とは異なる形で「下品下生」を教証として示したと考えられる。

法然において、源信などの先学が重んずる懷感の念声釈は、浄土教に生きる者として応えなければならないものだったに違いない。『無量寿經』の「十念」と善導本願文の「十声」とを考察する上で、浄土教の先学達が課題としてきた「念声」との方向性の違いを示すためにも、『群疑論』を引用した<sup>(40)</sup>と考えられるのである。その上で、「念声」を解釈する法然自身と懷感との目的の違い、更には依所とする本願を了解していく立場の違いを示したのである。「念声是一釈」はあくまで『無量寿經』と善導の本願文が根本であり、そしてこの後の「乃下合釈」における「善導獨り總じて念佛往生の願と云へり」という結論に集約されていくのである。

### 三、「乃下合釈」に見られる救済の時期の問題

そこで次に「乃下合釈」における法然の意を考察していきたい。これも「念声是一釈」と同様、『無量寿經』の本願文と善導の本願文との語句の違いに注目して考察されたものである。そしてこれは「念声是一釈」から続く一連の考察だという点には注意が必要であろう。つまり、法然は「念声是一釈」では十分に明らかにできなかつた自身の課題を、この「乃下合釈」において示したのである。

と言うのも、これまで見てきたように、教証として引かれる『觀經』「下品下生」の往生において、その称名念佛は臨終時に焦点が当てられて示されている。それ故、弥陀の本願に依る往生についても臨終時の念佛を指すと受け取ることは可能となる。しかし、第十八願はそのように時期を限定して成就されるものではないと、法然は善導に依り了解していくのである。

「乃下合釈」において、法然は次のように述べる。

問曰經云乃至下至其意如何。答曰乃至下至其意是レナリ。經云乃至者從レ多向少之言也。多トハ者上盡ニ形也。少トハ者下至二十聲一聲等ニ也。釋云ハ下至ト者ハ下トハ者下至二十聲一聲等ニ也。上トハ者上盡ニ形也。<sup>(41)</sup>

つまり、『無量寿經』の第十八願文には「乃至十念」と現され、『往生礼讚』などの善導本願文には「下至十聲」と

現されるが、意とするものは同じだと法然は了解する。「多」から「少」へを現すか、「下」から「上」へを現すかという違いはあるが、どちらも「上は一形を盡」くし「下は十聲一聲等に至」るまでの念佛の回数（念佛を称する時期）を現すものである。

これについて、善導の本願文中には「上盡一形下至十聲一聲等」という語句を見出せないが、法然は『往生礼讚』の、

但使<sup>ハレバ</sup>信心<sup>ヲシテ</sup>求念<sup>セ</sup>、上盡<sup>ニシテ</sup>一形<sup>ヲ</sup>下至<sup>ルマニ</sup>十聲<sup>一聲等</sup>等<sup>ヲ</sup>、以<sup>テ</sup>佛願力<sup>ヲ</sup>易<sup>シ</sup>得<sup>シ</sup>往生<sup>ヲ</sup>。<sup>(42)</sup>

という一文などを背景とし、本願文中に示される念佛を称する回数、及び念佛を称する時期（「乃至」と「下至」）を了解したと考えられる。つまり、多くは一生涯を尽くしての、少なくは十声一声のいずれの称名念佛においても、行者と本願とは密接に関わるということを、法然は本願文中の「乃至（下至）」に見出したのである。

では、『觀經』「下品下生」に示される臨終時の称名念佛を、法然は如何に認識していたのか。そして「上盡一形下至十聲一聲等」をもって「乃至（下至）」を解釈した背景には、どのような意が存在したのだろうか。これらのことを探査するためにも、『西方指南抄』「十二問答」の次の一文を見たい。少々長いが、全文を引用したい。

本願ノ文ノ中ニハ、平生ノ機アリ、臨終ノ機アリ。乃至ハ平生ノ機、十念ハ臨終ノ機ナリ。①平生ノ機ハ乃至十年申テ生レ、乃至一年申テ生レ、乃至一月申テ生レ、乃至一日申テ生レ、乃至一時申テムマル。是ミナ壽命ノ長短、發心ノ遲速ニヨル也。此等ハミナ一タヒ發心シテ後、淨土マテ申ヘキ尋常ノ機ナリ。

②臨終ノ機トイヘルハ、病セマリ命一念十念ニツツマリテ後、知識ノ教ニヨリテ、初テ本願ニアヘル機也。臨

終ノタメニ發シ給ヘル一念十念ヲ平生ニ引上テ、③一念十念ニモ生レハ、念佛ハユルケレトモ、往生不定ニハ思ヘカラスト申人ハ、ユユシキアヤマリ也。

念念不捨者、是名正定之業、順彼佛願故ノ釋ハ、數返ツモラムオモ、本願トハキコエタルハ、タタ本願ニアフ機ノ、遲速不同ナレハ、上盡一形下至一念ト、オコシタマヘル本願ナリトココロウヘキナリ。カルカユヘニ、念佛往生ノ願トコソ、善導ハ釋シタマヘト。<sup>(4)</sup>

この一文は「上尽一形下至十声一声等」に留意した上で、第十八願を「念佛往生の願」と現した法然の見解を示すものである。ただ複数の事柄が述べられているため、その課題を整理しながら考察をしていきたい。注目すべきは、法然が『無量寿經』本願文中の「乃至十念」に、二種類の機を見出している点である。

まず「乃至」という文言に現される①「平生の機（尋常の機）」の内容を見ていただきたい。これは日常において念佛を申している衆生のことである。その寿命の違いにより、十年以上念佛申しているのか、一時念佛申したのか、人によって差は生じる。また何時本願に出あつたのかによっても、念佛を申した期間に違いは生じる。しかし、弥陀の本願に出あって以降、どこまでも称名念佛を申す衆生のことだと法然は述べるのである。

つまり、念佛を称する回数などは、行者が本願に出あってから生涯を終えていくまでの期間を現すものだということである。換言すれば、念佛の回数などは、寿命などによって左右される不確かなものに過ぎないのである。それ故、法然は念佛の回数と、本願に依る往生の得否とを関連させて述べることはないのである。『和語燈錄』「念佛往生要義抄」に、

問ていはく、一聲の念佛と、十聲の念佛と、功德の勝劣いかむ。答ていはく、たゞおなじ事也。：略：死する時一聲申ものも往生す、十聲申すものも往生すとい事なり。往生だにもひとしくば、功德なんぞ劣ならん。<sup>(44)</sup>

とあるように、どれだけ念佛の回数に差があろうとも、往生が本願に依つて成就されるものである以上、その功德は全く同じなのである。

次に「十念」という文言に現される②「臨終の機」の内容を見ていただきたい。これについて法然は、死が差し迫った状況で善知識に依り、初めて本願に出あつた者だと述べる。つまり、臨終時に念佛を称することを示す「下品下生」の教説は、今まで悪業の道を歩んできた者が、死の差し迫った状況において初めて本願に出あつた姿を現すものだということである。前の考察をふまえて述べるならば、法然において「下品下生」の教説は、如何なる衆生も救済されるという弥陀の本願の意が現されたものであり、衆生が往生を得るために臨終時の念佛を特別に重視するよう説かれたものではないということである。

それ故、『西方指南抄』「大胡の太郎實秀へつかはす御返事」にも、

臨終ノ念佛ニテ往生ヲスト申コトハ、往生オモネカハス、念佛オモ申サスシテ、ヒトヘニツミヲツクリタル惡人ノ、ステニシナムトスル時ニ、ハシメテ善知識ノスマスメニアヒテ、念佛シテ往生ストコソ、觀經ニモトカレテ候ヘ。モトヨリノ行者、臨終ノサタハアナカチニスヘキヤウモ候ハヌナリ。<sup>(45)</sup>

とあるように、法然は「下品下生」で明かされるものは、臨終の間際に善知識によって初めて本願に出あつた悪人が、念佛して往生を得ることだと述べる。その上で、常日頃念佛を申す行者においては、臨終時の念佛を敢えて殊

更に重んじる必要は無いと述べる。

つまり、往生の成就が時期によって限定されるということ、臨終時だからといって特別に功徳が勝るということとも無いのである。念佛を称する回数と同様、本願に依る往生を得ることにおいて、平生も臨終も変わりは無いのである。

以上のように、行者それぞれにおいて生き方や寿命は異なり、それによって念佛を称する回数（期間）も、本願に出あつた（念佛を申し始めた）時期も異なる。『観経』に示されるものは、衆生が本願に出あう遅速が存在するという、人間の現実なのである。そして、そのように異なる現実を生きる衆生の全てを救済するという仏の願いを現したもののが、「上尽一形下至十声一声等」を背景とする第十八願であり、善導の「念佛往生の願」だと法然は明かすのである。

これに深く関することとして、法然が「本願章」冒頭において『無量寿經』及び善導の本願文をそれぞれ引く中、『往生礼讚』本願文の後に示される善導の釈、「彼ノ佛今現ニ在マシテ世成佛シタマヘリ。當ニ知ル、本誓重願不レコトヲ虛ンカラ、衆生稱念スレバ必得ニト往生ニヨ。」までをも引いていることが挙げられる。念佛を称すれば必ず往生を得るという、念佛の回数や時期によって左右されることのない救済を明かす文言までをも含めて、法然は善導が現した第十八願だと了解していたのである。

しかし一方で、このように一声の念佛においても、生涯を通した念佛においても、本願に依る往生を得ることに変わりはないということを誤解し、歩みを止める者たちも出てくる。それが③一声十声でも往生するのだから、念

仏がゆるい（たるんでいる、怠惰）ことがあっても往生は定まっていると申す人である。そして法然はそのような者達を、厳しく諒めている。<sup>(46)</sup>

例えば『西方指南抄』「越中國光明房へつかはす御返事」において、法然は一念往生の義が京都中に流布されていることに触れ、

乃至トイヒ下至トイエル、ミナ上盡一形ヲカネタルコトハナリ。シカルヲチカコロ愚痴無智ノトモカラオホク、ヒトヘ二十念一念ナリト執シテ、上盡一形ヲ廢スル條、無慚無愧ノコトナリ。マコト二十念一念マテモ、佛ノ大悲本願ナホカナラス、引接シタマフ無上ノ功德ナリト信シテ、一期不退ニ行スヘキ也。<sup>(47)</sup>

と述べる。本願文中の「乃至（下至）」とは「十声一声」だけではなく、「上尽一形」をも含むものであることを法然は重んじる。それ故、一声の称名念佛によつても定まる往生成就に執われることを厳しく諒める。本願に出あいながら念佛申し続けることを廢するのは「無慚無愧」であり、生涯を通してその救済をいただいていく（念佛を申し続ける）歩みこそ弥陀の本願の意に適うものと、法然は善導の釈を通して応えるのである。

前に考察してきたように、「十声一声」などは臨終間際において初めて本願と出あつた衆生を現すものであり、往生のための念佛の回数を規定するようなものではない。一方で既に本願と出あい念佛申してきた法然は、自身を含めた念佛の行者を「吾等<sup>ハ</sup>非<sup>二</sup>十念機<sup>ニ</sup>乃至機<sup>也</sup>」「我等<sup>ハ</sup>非<sup>三</sup>下至十聲<sup>ノ</sup>機<sup>ニ</sup>上盡一形機<sup>也</sup>」<sup>(48)</sup>と位置付ける。つまり法然にとって第十八願とは、全ての衆生の救済を成就するものであると同時に、その救済に出あつた者の現実の上に、生涯を通じてはたらきかけるものでもあつた。それは念佛を申す法然の「今」の歩みを開くという救済だと言

えよう。

それ故法然は、弥陀の本願に依る救済を、『和語燈錄』「念佛往生要義抄」において、問ていはく、攝取の益をかうぶる事は、平生か臨終か、いかむ。答ていはく、平生の時なり。…略…この三心具足しぬればかならず極樂にうまるといふ事は觀經の説なり。かる心ざしある人を、阿彌陀佛は八萬四千の光明をはなちてらし給ふ也。平生の時てらしはじめて、最後まですて給はぬなり。かるがゆへに不捨の誓約と申候也。<sup>(4)</sup>

と明かす。如何なる罪業を抱えようとも、如何なる状況で本願と出あおうとも、阿彌陀仏に依る救済はその人間の生涯の中において成就される。そのことを法然は「平生の時」と述べるのである。そしてその生涯を通してはたらきかける弥陀の本願に促され、往生を決定されたものと喜び、揺らぐことなくどこまでも続く歩みを信心（三心具足）をもって現すのである。<sup>(5)</sup> このように法然が本願文において、行者の歩みを生涯にわたって開く「上尽一形」という救済（及び本願のはたらき）を見出した上で、第十八願を「念佛往生の願」と現したことには注意が必要だと考える。<sup>(6)</sup>

さて、以上に考察してきた「乃下合釈」について見解をまとめたい。これまで見てきた法然の文章より、往生が成就されるということに対する惑い、つまり念佛の回数や、称する時期に対する疑問などが、念佛の行者には存在したことが伺える。それに対し、法然は自身が出あつた善導の本願文を立場として応えているのである。念佛の回数や称する時期などは、全て衆生が本願に出あつた時の違いに過ぎず、そのような衆生の事情によつて

往生という救済が左右されることはないと法然は明かすのである。換言すれば、往生の成就とは、遠い未来における不確定なことではなく、本願に出あい念佛申した時に定まるということである。そして往生が決定すると同時に、本願は生涯を通して行者にはたらき続け、救済の道を歩ませるのである。

法然はこれらを背景とし、「本願章」において、

諸師ノ別シテ云ヘルハ十念往生ノ願ト者其意即不レ周カラ也。所ニ以ハ然ル者上捨ニ一形ヲ下捨ツルガ一念ヲ之故也。善導ハ總ジテ言ヘルハ念佛往生ノ願ト者其意即周ネシ也。所ニ以ハ然ル者、上取ニ一形ヲ下取ニルガ一念ヲ之故也。<sup>(53)</sup>

と述べる。諸師の現した「十念往生の願」においては、「乃下合釈」に考察される「上尽一形下至十声一声等」の救済が見出せない故に、「周からざる」ものと述べる。つまり、諸師の説く第十八願は法然にとって、救われる機や時期が限定されるが故に自身の救済として受け取ることができないものであった。そして同時に、自身の生涯を貴く救いが見出せないものだったのである。その一方で、善導の本願文「念佛往生の願」を「周ねし」ものと述べるのである。

このような視点をもって「念佛往生の願」を了解していること。そして「選択集」「教相章」において、「下品下生」の往生に留意した道綽『安樂集』の本願文、

若シ有テ衆生ニ縦令ヒ一生造レモ惡ヲ臨<sup>ミ</sup>命終ノ時ニ十念相續シテ稱セんニ我ガ名字ヲ若シ不レ生<sup>メ</sup>者不<sup>ト</sup>取正覺<sup>ヲ</sup>。<sup>(54)</sup>

を引きながらも、「善導獨り」として第十八願文を現すこと。これらを合わせて考えるならば、「乃下合釈」に明かされる救済の内容こそ、法然が唯一、善導の本願文を通してのみ出あえたものだったのでと言える。道綽の本願文に

「命終の時に臨みて」とあることからも伺えるように、諸師「十念往生の願」と、善導「念佛往生の願」と区分される理由も、この事柄に集約されると考えられよう。ただ、その前提として「念佛是一釈」が存在することを忘れてはならない。「念佛是一釈」が成立しないならば当然、「乃下合釈」も意味を成さないものとなるのである。

### おわりに

浄土教の歴史において、祖師それぞれが自身の抱える課題を持ち、阿弥陀仏の第十八願に出あい、その救済を表現してきた。それ故、法然は様々な著作において、その祖師達の言葉を引く。それは自身の見解や善導の教学を立証するために都合が良いからということではなく、その祖師の表現に出あわなければ明らかとならなかつた道が存在したからである。

しかし一方で、善導の説く本願に出あわなければ、阿弥陀仏が誓われた衆生の救済を、法然自身は真にいたくことはできなかつた。そのことを法然は、諸師とは異なる「念佛往生の願」という願名によつて現した。そして「念佛是一釈」「乃下合釈」において、その背景を明かしたと考える。既に述べてきたように、救済の機や時期を限定せず、そして生涯を通して道を開き続ける、本願と法然とのこののような関わりが願名の背景には存在したのである。

さて、法然は「本願章」において、阿弥陀仏が第十八願を立てた意を次のように述べる。

然レバ則彌陀如來法藏比丘之昔シ被レ催<sup>サ</sup>平等ノ慈悲ニ。普爲レ攝ニ於一切ニ不以ニ造像起塔等諸行<sup>ヲ</sup>爲<sup>タマハ</sup>往生ノ本願上ト。唯以<sup>ヲ</sup>稱名念佛ノ一行<sup>ヲ</sup>爲<sup>タマヘル</sup>其ノ本願ト也。<sup>(54)</sup>

第十八願の背景に存在するもの、それは「普く一切を攝せん」とする、仏の「平等の慈悲」なのである。そして「十念往生の願」と「念佛往生の願」との違いについて、法然が「其の意、即ち周からず」「其の意、即ち周し」と述べることを考慮すれば、弥陀の意である一切衆生の救濟（平等の慈悲）を、欠けることなく周く表現した（明らかにした）のが善導だと言えよう。

それ故、一行者の第十八願解釈としてではなく、仏の意が確かに現された、仏の本願文として、法然は善導の本願文（その釈）を「念佛往生の願」といただくのである。そのことが『西方指南抄』「正如房ヘつかはす御文」には、

善導マタ凡夫ニハアラス。阿彌陀佛ノ化身ナリ。阿彌陀佛ノ、ワカ本願ヲヒロク衆生ニ往生セサセムレウニ、カリニ人ニムマレテ善導トハ申候也。ソノオシヘ申セハ、佛説ニテコソ候ヘ。<sup>(55)</sup>

と述べられる。阿彌陀仏の意を周く現した善導は「阿彌陀佛ノ化身」であり、法然はその教説を「佛説」としているたゞくのである。この点を考慮すれば、「念声是一釈」「乃下合釈」とは、『無量寿經』本願文と善導本願文との單純な会通ではないと言よう。法然自身が一切衆生の平等なる救濟として出あつた、仏の説かれた第十八願の内容を「念佛往生の願」として明かすものと考えられるのである。

## 註

(1) 『真宗聖教全書』(以下『真聖全』)一・九頁。

(2) 「選択集」に現された第十八願(弥陀の本願)を了解する際、多くの先行研究はその題号(『選択本願念佛集』)にも深く関わる「選択」を中心として考察が進められる。例えば石井教道氏は「選択本願念佛集という中、初めの二文字こそは、正しく元祖宗教の開闡せられたる根本義を表す言葉であるというても過言ではなかろう。」(『選択集全講』二頁・平樂寺書店)と了解し、その思想が法然独自のものであることを指摘した上で『選択集』を解釈している。また安藤文雄氏も「法然の『無量寿經』観」(『大谷學報』第七三卷四号・大谷学会)において、称名念佛が「選択本願」として説かれていることを『選択集』の主題として了解する。このように先学方が示した法然教学を学ぶ際の視点は大変重要なものである。しかし一方で、法然は「選択」思想が確立した『選択集』においても、「念佛往生の願」という願名を用いており、その願名を明かす際(「本願章」)には「念声是一札」「乃下合札」をもって解釈している。そこには「選択」思想によって第十八願の内容を明らかにした後も、法然が立ち返り続けたものが存在しているのではないだろうか。以上の理由から、本稿では願名の背景(特に「念声是一札」「乃下合札」)を中心になんて法然の第十八願を考察したことを報告しておきたい。なお、法然の「選択」思想の内容に焦点を当てた研究としては、林田康順氏の「法然における『選択』思想の成立とその意義」(『佛教學』第五一号・山喜房佛書林)などの一連の考察に詳しい。

(3) 『昭和新修法然上人全集』(以下『昭法全』)三三一頁、『真聖全』一・九四七頁。

(4) 了慧道光が諸師の願名を著作の中で挙げていることは梯實圓氏が既に指摘していることでもあるが、本稿では考察を進めるためにも、『無量寿經鈔』の該当部分を引用した。詳しくは梯實圓『法然教学の研究』(永田文昌堂)九〇頁を参照。

(5) 『浄土宗全書』(以下『淨全』)十四・八九頁・b。【】内は割注。傍線は筆者の加筆。以降の引用文についても同じ。

(6) 智光の該当の文が説かれた著作は不明。ただ、現存はしていないものの、智光は『四十八願釈』一巻を撰述したようである。その著作中に説かれたものだと考えられないだろうか。なお法然は、本宗を捨て浄土門に入った先学として、智光を挙げている。「逆修説法」(『昭法全』二七一頁、『真聖全』四・一二二頁)などを参照。

(7) 良源の該当の文は、『極樂淨土九品往生義』(『淨全』十五・十七頁・a・b)に見られる。

(8) 真源の該当の文が説かれた著作は不明。ただ、現存はしていないものの、真源も『四十八願釈』一巻を撰述したようであ

る。その著作中に説かれたものだと考えられないだろうか。

(9) 『淨全』統四・五頁・a・b。

(10) 『昭法全』一六八・一六九頁、『真聖全』四・五一・五二頁。

(11) 静照は『四十八願釈』において、第十九願とは、臨終時に心顛倒する衆生をあわれみ、聖衆が其の人の前に現れるよう発された願と解釈する(『淨全』統四・五頁・b)。また法然も「法然上人御説法事」において、臨終時に正念に住した結果として聖衆が来迎するのではなく、臨終時に心顛倒する衆生を正念に住せしむるために聖衆は来迎すると解釈している。そしてその義を静照の釈として論じている(『昭法全』一六九頁『真聖全』四・五一頁)。

(12) 静照の思想については、恵谷隆戒『淨土教の新研究』(山喜房伝書林)の「叡山静照の淨土教」に詳しい。その中で、静照には善導の淨土教の思想的影響が見られないことが指摘されている。

(13) 『昭法全』三二二頁、『真聖全』一・九三三頁。

(14) 『教相章』(『昭法全』三二一・三二三頁、『真聖全』一・九三三頁)を参照。なお、曇鸞は『淨土論註』(『真聖全』一・二七九頁)、天台智顥は『淨土十疑論』(『大正』四七・七九頁・a)、迦才は『淨土論』(『大正』四七・一〇一頁・a)において、難行道・易行道の一文を引いている。また、『選択集』では智顥、迦才はその名が挙げられるのみであるが、「法然上人御説法事」において二門を論ずる部分では、兩者が難行道・易行道を述べる文献をも示している。『昭法全』二二四頁、『真聖全』四・一二〇頁を参照。

(15) 『教相章』(『昭法全』三二三頁、『真聖全』一・九三三・九三三頁)を参照。なお『西方要決』の原文は『大正』四七・一〇四頁・a、同上・一一〇頁・a。

(16) 『昭法全』三二三頁、『真聖全』一・九三三・九三三頁。

(17) 「三心章」私釈において、法然は二河譬について述べている。その中「又此中言一切別解別行異學異見等者是レ指<sup>ス</sup>聖道門解行學見<sup>ヲ</sup>也。其餘<sup>ハ</sup>即是<sup>レ</sup>淨土門之意ナリ。在<sup>レ</sup>文<sup>ニ</sup>可<sup>シ</sup>見。明<sup>ニ</sup>知<sup>ヌ</sup>、善導<sup>ノ</sup>之意亦不<sup>レ</sup>出<sup>此</sup>一門<sup>ヲ</sup>也。」(『昭法全』三三三四頁、『真聖全』一・九六七頁)と論ずることを考えれば、善導も二河譬において二門を明かしていると法然は認識していたと言える。

(18) 『昭法全』三二六頁、『真聖全』一・九三三九頁。

(19) 『昭法全』三二六頁、『真聖全』一・九三九頁。

(20) 「念声是一釈」の先行研究について。加藤仏眼「念声是一釈の点睛」(龍谷大学論集)第三七五号・龍谷学会)、福原隆善「念声是一論」(『浄土宗学研究』第十一号・知恩院淨土宗学研究所)などの論文では、念と声を一と解釈する法然への批判(明惠『摧邪輪莊嚴記』に見られる「念声各別」の見解など)を念頭に置きながら、念と声との関係性に対する諸師の了解及び法然の了解とその背景を中心に考察が加えられている。

(21) 『真聖全』一・六三五頁。

(22) 『真聖全』一・六八三頁。

(23) 『昭法全』三二一頁、『真聖全』一・九四六頁。なお、『昭法全』の文(底本は廬山寺本)に従ったため、ここでは「聲念是」一と表記したが、その他の諸本は「念聲是」一とある。便宜上、本稿では「念声是一釈」として、この課題の考察を進める。

(24) 『昭法全』一・一八頁、『真聖全』四・三四〇頁。

(25) 『真聖全』一・六五頁。

(26) 善導「散善義」に見られる「下品下生」の往生了解、及び「唯除五逆…」への了解については、廣瀬果『觀經四帖疏講義散善義』(法藏館)の一四六一～一四八六頁を参照。

(27) 『真聖全』一・五五五頁。他に『觀念法門』(『真聖全』一・六二七頁)においても、「下品下生」について論じられている。

(28) 『真聖全』一・四五三頁。

(29) 『真聖全』一・五三八頁。

(30) 『真聖全』一・五五五頁。

(31) 『昭法全』三一四頁、『真聖全』一・九三五～九三六頁。

(32) 『昭法全』五〇八頁、『真聖全』四・一八一～一八二頁。

(33) 『昭法全』五〇八頁、『真聖全』四・一八一～一八二頁。

(34) その他の著作においても、法然が『無量寿經』から直接的に第十八願文を引く際には、「唯除五逆…」の文を外している。ただ例外として、『二部經大意』では「唯除五逆…」の一文を外さず第十八願全文を引いている(『昭法全』二七頁、『真聖

全』四・七八一頁)。『昭法全』の対校によれば、諸本によつては、「唯除五逆:」の一文が引かれていないものも存在する。しかし、その後に説かれる願成就文において、何れの諸本にも「唯除五逆:」が引かれているようである(『昭法全』二九頁)。『三部經大意』中に、「名號ヲ以テ因トシテ衆生ヲ引攝セムカ爲ニ念佛往生ノ願ヲ給ヘリ。第十八ノ願是也。」(『昭法全』三〇~三一頁、『真聖全』四・七八四頁)とある文章などからも伺えるように、善導の本願を依所とする法然の立場は明らかである。そうでありながらも、なぜ「唯除五逆:」の一文を引いたのか。撰述の時期の問題なのか。それとも何らかの意図が法然にはあったのか。『三部經大意』には偽撰説も存在することに留意し、今後の課題としたい。

- (35) 懐感の原文については『大正』四七・七六頁・b・cを参照。  
(36) 註20の前掲論文、及び永井隆正「法然の念声は一論一とくに成立背景についてー」(『宗教研究』二七九号・日本宗教学会)を参照。

(37)

『往生要集』卷中の「助念方法」(『真聖全』一・八一七頁)を参照。

(38)

『大正』四七・七六頁・b・c。返り点は筆者の加筆。

(39)

『昭法全』三二一頁、『真聖全』一・九四六頁。

(40)

法然は「念声是一釈」の中、「感師釋<sub>シテ云</sub>」と『群疑論』の一文を引いている。『昭法全』三二二頁、『真聖全』一・九四六頁。

(41)

『昭法全』三二一頁、『真聖全』一・九四六~九四七頁。

(42)

『真聖全』一・六五一。

(43)

『昭法全』六三六~六三七頁。改行、記号などは筆者の加筆。なお『真聖全』では「十一箇條問答」と表記されており、引用した部分の文章も『昭法全』より少ない。『真聖全』四・二一六~二二七頁を参照。

(44)

『昭法全』六八六頁、『真聖全』四・五九五頁。

(45)

『昭法全』五二一~五二二頁、『真聖全』四・一九四頁。

(46)

これは法然在世時だけではなく、没後もその解釈を廻って問題となつた念佛の「一念」「多念」にも関わる事柄である。そして先行研究では「乃下合釈」(「上尽一形下至十声一声等」の解釈)を中心にして、著作中に見られる「一念」「多念」の念佛に現された法然の意が考察されている。丸山博正「法然上人における「念と多念」(『淨土教—その伝統と創造Ⅱ』)山喜

房弘書林)、梯實圓『法然教学の研究』「第七章 法然聖人における一念多念の問題」(永田文昌堂)などを参照。今は「念佛往生の願」という願名に關わることとして、梯氏の「法然の「念佛往生」という用語は、一念か多念かと称名を限定することを嫌つて、一念多念を包含する意味で用いられていた」という指摘(前掲論文・四五三頁)を報告するに止めたい。

(47) 『昭法全』五三八頁 『真聖全』四・二〇八頁。

(48) この文は『醍醐本法然上人伝記』「三心料簡および御法語」の一文である。『昭法全』四五二頁を参照。

(49) 『昭法全』六八七頁 『真聖全』四・五九六頁。

(50) 法然は行者が念佛を称することと、本願に依る往生の決定との関わりについて「三心具足」をもつて應えている。この点については拙稿「法然教学における三心具足の課題」(『東海佛教』第五九輯・東海印度学仏教学会)を参照されたい。

(51) 藤本淨彦氏は、法然教学における行者の生涯において実現する救濟を、「三心料簡および御法語」の一文をもとに、「どこまでも念佛の積み重ねを中軸に置き、究極的には「往生」に収約されつとも、称名念佛の只中で「来迎を待つ」在り方の中に「救濟」が確信されると言つてもよからう。」と述べている(藤本淨彦『法然淨土教の宗教思想』「第四章 法然淨土教の宗教的内相」三九九頁・平楽寺書店)。

(52) 『昭法全』三三一・三三二頁、『真聖全』一・九四七頁。

(53) 『昭法全』三二一頁、『真聖全』一・九二九頁。『安樂集』の原文は、『真聖全』一・四一〇頁。

(54) 『昭法全』三二〇頁、『真聖全』一・九四五頁。

(55) 前に考察した「本願章」の一文。『昭法全』三三一・三三二頁、『真聖全』一・九四七頁。

(56) 『昭法全』五四四頁、『真聖全』四・二〇四頁。